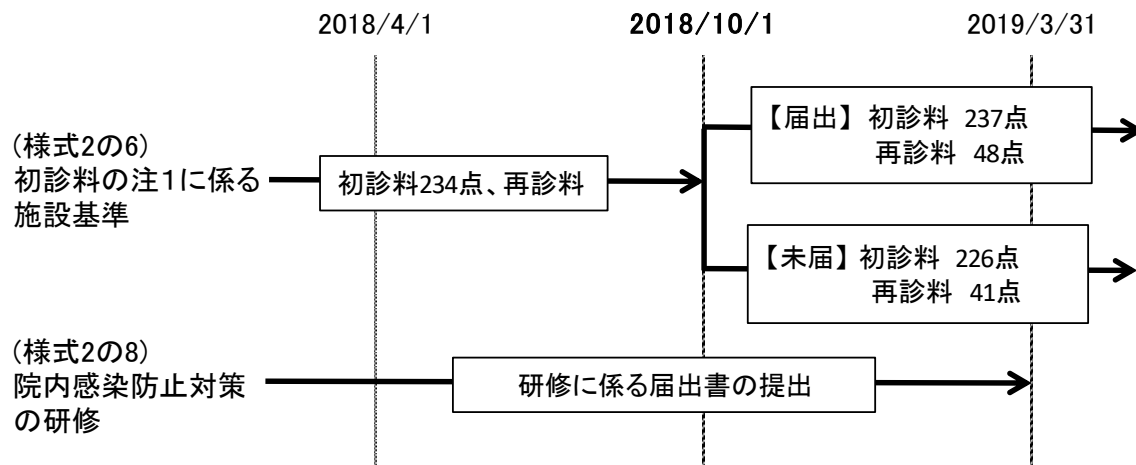


届出はお済みですか？

『(様式2の6) 初診料の注1に係る施設基準』

上記の施設基準の届出を **2018年9月30日までに** 厚生局に届け出て、受理されていないと、2018年10月1日からは、初診料、再診料が引き下げとなります。

届出が無い場合は、「初診料 234点 ⇒ 226点」「再診料 45点 ⇒ 41点」



なお、同施設基準の要件である「歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修受講」については、別途『(様式2の8) 院内感染防止対策の研修に係る届出』を用いて、研修の受講証と共に厚生局に届出を行う必要がありますが、**経過措置として平成31年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱われます。**

今後の研修会予定

- ① 9月23日(日)・・・「外来環」と「歯援診」 (静岡市内)
- ② 10月25日(木)・・・「歯科院内感染防止対策」 (静岡市内)

※詳細が決まり次第、別途申込書と共にご案内いたします。

※8/3付で保団連のアンケートを送付しております。ご協力よろしくお願ひします。